

雇児育発 0331 第 4 号  
平成 24 年 3 月 31 日

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長

児童手当法の一部を改正する法律の施行に伴う児童手当関係通知の取扱いについて

児童手当法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 24 号）が本日公布され、平成 24 年 4 月 1 日から施行するものとされた。

このため、別途取扱いが示されたものを除き、既存の児童手当関係通知は、「児童手当」とあるのは「児童手当及び児童手当法附則第 2 条第 1 項の給付」と読み替えるなど、必要な読替を行った上で、これらの通知に基づき施行を行うこととするので、ご了知の上、貴都道府県内市町村（特別区を含む。）への周知について特段のご配慮をお願いします。